

稲毛海岸三丁目住宅緑化協定書

第 1 条（協定の目的）

この協定は私達団地内を緑化することにより団地内の美観、風致を向上し、みどりにつつまれた落ついた安らぎのある場所として、住宅環境を快適なものとするを目的とします。

第 2 条（協定の名称）

この協定は稲毛海岸三丁目住宅緑化協定（以下「協定」という）といたします。

第 3 条（協定区域）

協定の対象となる土地の区域は、千葉市稲毛海岸三丁目住宅管理組合（以下「管理組合」という）の管理する敷地内全域とします。

第 4 条（協定の締結）

この協定は都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号以下「法律」という）第 14 条の規定にもとづいて締結するものとします。

第 5 条（協定の効力）

この協定は第 1 条の目的を達成するため法律による認可を千葉市長に求め認可の公示日以降その効力があるものであり、またこの日以降に新たな土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものとします。

第 6 条（協定の変更及び廃止）

1. 協定事項を変更するときは協定者全員の合意を必要とし、法律の認可を受けるものとします。

2 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律の認可を受けるものとします。

第 7 条（協定の有効期間）

この協定の有効期間は認可のあった日から 10 年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止について申し出をしなかった場合は更に 10 年間延長するものとします。

第 8 条（緑化に関する事項）

管理組合は植栽する樹木の種類及び植栽する位置をきめ、第 1 条に定める目的が早期に実現出来る様努めなければなりません。

第 9 条（移植伐採）

植栽した樹木は管理組合の承認を得られなければ伐採又は移植することはできません。

第 10 条（違反）

この協定に違反した場合は違反者に費用等の自己負担において原状の回復を求めることができます。もし違反者が原状の回復を行わない時は管理組合が行ない、これに要した費用は違反者の負担とします。

第 11 条（保全、管理）

施肥、剪定、病虫害駆除等植栽した樹木の保全に必要な管理その他緑化に関する事業は管理組合規約にもとづいて行うものとします。

第 12 条（協定書の保管）

この協定書は管理組合の理事長が保管するものとします。この協定書が全員の合意により成立したことを証するため各自記名押印します。

昭和 59 年 月 日